

第7期

室蘭市

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

平成30年度～平成32年度

概要版

平成30年

室蘭市

1 計画の趣旨及び法的位置付け

高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の趣旨と法的位置づけは次のとおりです。

計画	高齢者保健福祉計画 (老人福祉計画)	介護保険事業計画
根拠法令	老人福祉法 (第 20 条の 8 第 1 項)	介護保険法 (第 117 条)
趣旨 位置付け	介護保険事業を含む高齢福祉事業の総合的な計画 すべての高齢者を対象とするもの	介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画 対象となる要援護高齢者数や給付対象サービスの事業量・事業費を示すとともに、介護保険事業を円滑に推進していくための施策を体系的に示すもの

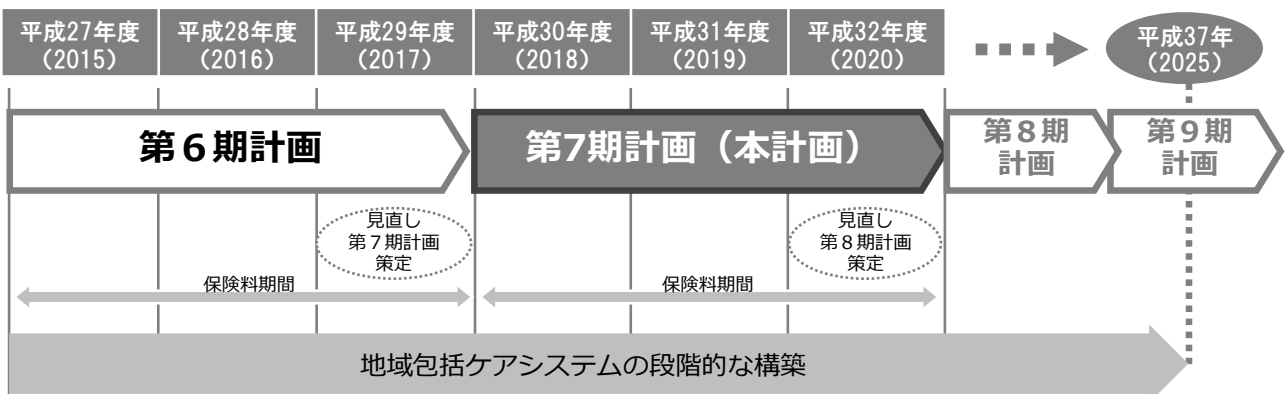
2 計画の関係

高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の関係は次のとおりです。



3 計画の期間

平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 カ年を第 7 期計画期間とします。



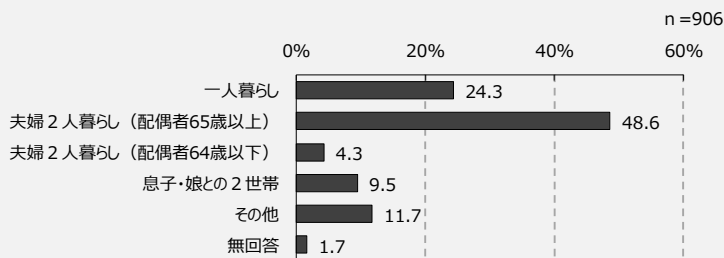
4 アンケート調査

配布・回収の状況

項目	配布数	回収数	回収率
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1,500 票	906 票	60.4%
②在宅介護実態調査	438 票	438 票	100.0%
③介護保険事業所調査	46 票	31 票	67.4%
④特別養護老人ホーム入所申込状況調査	17 票	17 票	100.0%

主な調査結果

■ 家族構成



アンケートの種類: 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」
 調査対象: 市内にお住まい (平成 29 年 6 月 30 日現在) の、65 歳以上で「要介護認定を受けていない方」
 調査方法: 郵送配布・郵送回収
 n=906: アンケートにご回答いただいた 906 人 (有効回答票のみ)

現状と課題

- **夫婦 2 人暮らしで配偶者 65 歳以上の人は 5 割弱**
 老老介護の世帯が増加する可能性が高く、元気なうちから健康管理の充実やサービス等の周知が必要です
- **一人暮らしの高齢者が 2 割以上**
 地域で孤立しないために、地域の見守り体制強化や地域活動の参加を促すことが必要です

■ 主な介護者が不安に感じる介護等



現状と課題

- **「認知症への対応」への不安が 2 割以上**
 介護者がなかなか気の休まらない状況が考えられるため、介護者への心身のケアを行う支援が必要です
- **体力的に負担がかかる項目に回答が集中**
 歩行や入浴などのサポートは、介護者 (特に高齢者) への体力的な負担が大きいため、各種サービスの充実や、地域での助け合い・支え合いの取り組みが必要 です

アンケートの種類: 「在宅介護実態調査」
 調査対象: 市内にお住まい (平成 29 年 6 月 30 日現在) で、「要支援・要介護認定を受けて在宅で生活をしている方」
 調査方法: 認定調査員による訪問 (聞き取り) 調査
 n=365: アンケートにご回答いただいた 365 人 (有効回答票のみ)

5 第7期室蘭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の概要

基本理念

高齢者が、健康でいきいきと、住みなれた所で暮らし続けられるまち

1 健康づくり・介護予防の推進『元気に暮らす』

- | | | |
|-------------------|--|-----------------------------------|
| (1) 健康づくりの推進 | ① はびらん体操の普及啓発
② 地区健康教室の充実 | |
| (2) 介護予防の推進 | ① えみなメイトの充実
② 認知症予防の推進
③ 介護支援ボランティアの推進 | ④ 介護予防・生活支援サービス事業
⑤ 生活支援体制整備事業 |
| (3) 地域包括支援センターの充実 | ① 地域包括支援センターの機能強化
② 地域ケア会議の推進 | |

2 介護保険サービスの充実『安心して暮らす』

- | | | |
|------------------|---------------------------------|--|
| (1) サービス提供体制の充実 | ① 居宅サービスの充実
② 地域密着型サービスの充実 | |
| (2) 日常生活圏域について | ① 日常生活圏域の継続
② 日常生活圏域別のサービス整備 | |
| (3) 適正な介護保険事業の運営 | ① 介護給付費適正化事業
② 市民への周知・啓発 | ③ 介護サービスの質の向上
④ 地域包括ケアシステム構築に向けた情報発信の促進 |
| (4) 在宅医療・介護連携の推進 | ① 医療と介護の連携体制の充実 | |

3 地域支えあいの仕組みづくり『支えあって暮らす』

- | | | |
|---------------------|---|---|
| (1) 地域支援体制の強化 | ① 社会福祉協議会との連携強化
② 高齢者たすけ隊・見守り隊の推進 | ③ 地域支えあい情報ネットワークの活用促進
④ 高齢者地域支えあい体制の構築推進 |
| (2) 一人暮らし高齢者世帯等への支援 | ① 緊急通報システムの利用促進
② 鍵の保管先登録 | ③ 緊急情報記録票の普及促進
④ ごみ等戸別収集の継続実施 |
| (3) 介護事業所及び介護者への支援 | ① 介護職人材確保支援事業
② 介護離職ゼロへ向けた取組
③ 介護者や家族への支援 | ④ 家族介護用品助成
⑤ 家族介護慰労金の支給
⑥ 介護マークの普及促進 |

4 認知症の人への支援の充実『認知症にやさしいまちで暮らす』

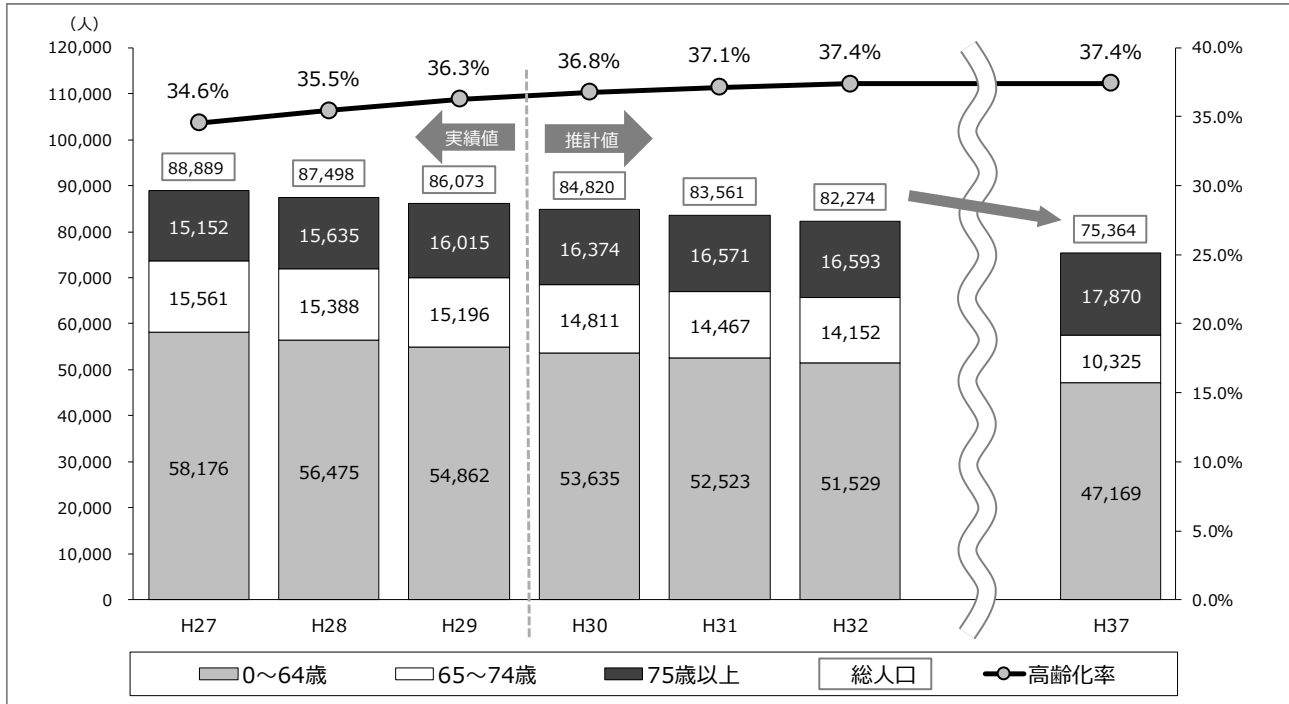
- | | | |
|--------------------|--|---|
| (1) 認知症の人への支援体制の構築 | ① 認知症の人の早期発見に向けた体制づくり
② 認知症初期集中支援チームの設置 | ③ 認知症地域支援推進員の配置
④ 認知症カフェの設置
⑤ 認知症早わかり便利帳(認知症ケアパス)の作成・普及 |
| (2) 認知症の人を支える地域づくり | ① 認知症支援体制の強化
② 認知症への理解の普及・啓発 | ③ 認知症徘徊搜索模擬訓練の実施
④ 認知症高齢者等事前登録 |
| (3) 権利擁護の推進 | ① 成年後見支援事業(室蘭成年後見支援センター[西いぶり2市3町])の推進
② 高齢者虐待防止のための相談体制等の充実 | |

5 住み続けられるまちづくり『住みなれた所で暮らす』

- | | | |
|--------------------|--|--|
| (1) 多様な住まいの確保 | ① 高齢者に配慮した市営住宅
② サービス付き高齢者向け住宅の整備促進 | ③ 誘導区域への居住促進
④ 高齢者住宅改修補助事業の継続実施 |
| (2) 居場所づくり・生きがいの推進 | ① 生きがいの推進
② 日中活動の場の確保 | ③ ふれあい市民農園
④ 就労機会の拡大 |
| (3) 移動手段の確保 | ① 生活交通の維持・確保の推進
② 高齢者割引「ふれあいパス」の
③ 地域コミュニティ交通事業の検討 | ④ あったか移送サービスの継続
⑤ 福祉有償運送サービスの利用促進助成 |
| (4) 生活環境づくりの促進 | ① 道路や公園の整備促進
② 交通安全の推進 | ③ 防災・防災対策の推進 |

6 人口と高齢化率の推移と推計

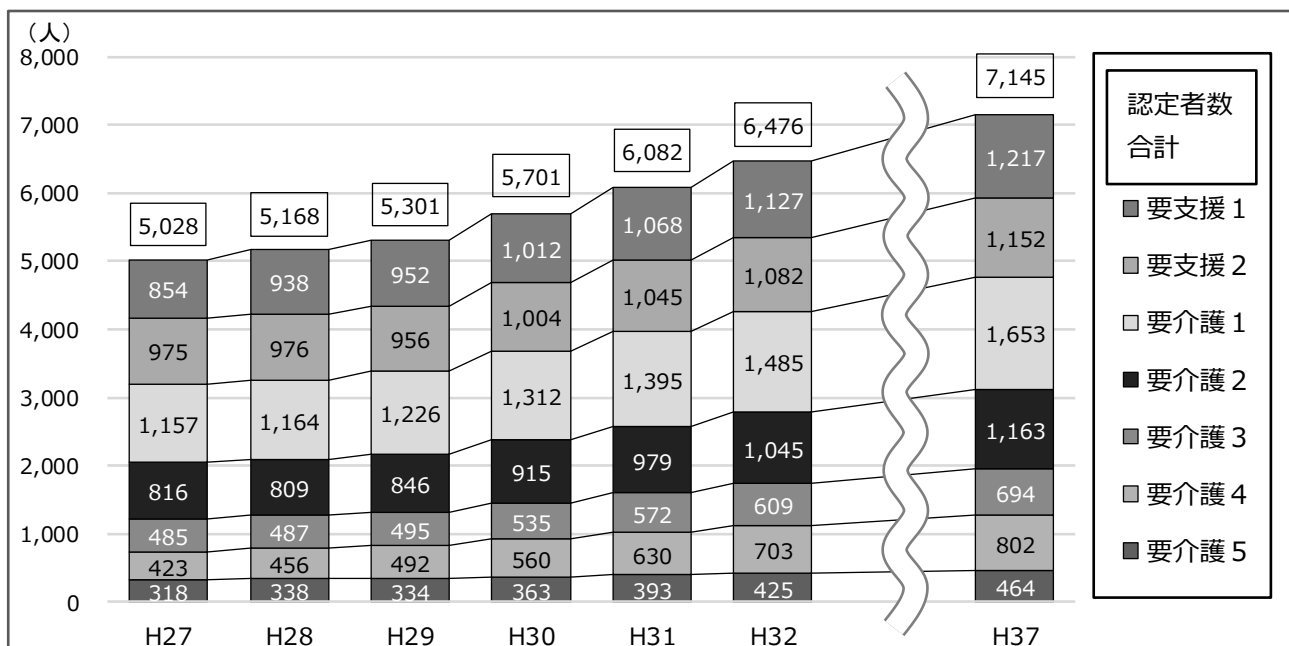
人口減少と高齢化の傾向は今後も続くと考えられ、平成 37（2025）年には人口が平成 29 年と比べて 10,709 人減少し 75,364 人となり、高齢者数についても 3,016 人減少し 28,195 人となりますが、高齢化率は 1.1 ポイント上がり、37.4%に上昇すると推計されます。



資料：住民基本台帳（各年 9 月末）、平成 30 年以降は推計値
資料：室蘭市

7 要支援・要介護認定者総数の見込み

今後、要支援・要介護認定者数は継続的に増加していくと予想されます。



8 地域密着型サービスの充実

地域密着型サービスは、地域包括ケアシステムの構築を目指す上で、住み慣れた地域での生活を継続するために今後ますます重要なサービスとなります。

このため、基本的に事業者の地域密着型サービスの実施意向を最大限に尊重し、計画に反映することとします。

区分		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
小規模多機能型居宅介護	事業所数	—	—	1
	登録人数	—	—	25
認知症対応型共同生活介護	事業所数	—	—	1
	定員数	—	—	18
地域密着型特定施設入居者生活介護	事業所数	1	—	—
	定員数	20	—	—

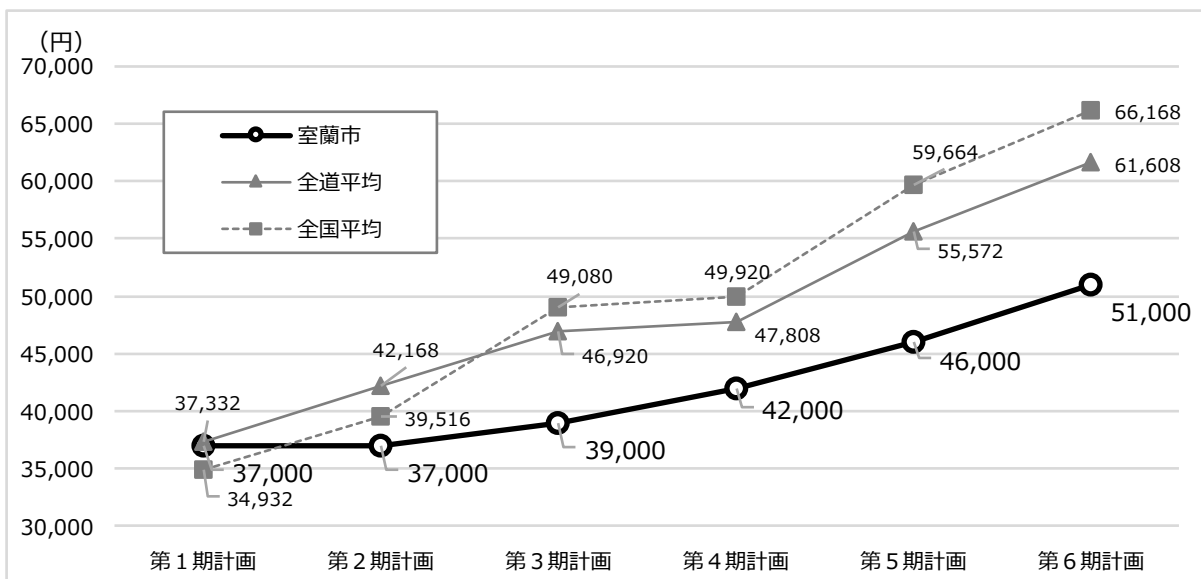
9 第1号被保険者の介護保険料

(1) 介護保険料の推移

65歳以上（第1号被保険者）の介護保険料は、それぞれの市町村において3年ごとに見直される介護保険事業計画によって決められ、その額は介護保険事業計画期間中の介護保険事業費（給付費）などによって算定されます。

本市の介護保険料（基準額）は、第6期計画では年額51,000円としました。

室蘭市と全道平均、全国平均の介護保険料基準額（年額）の推移



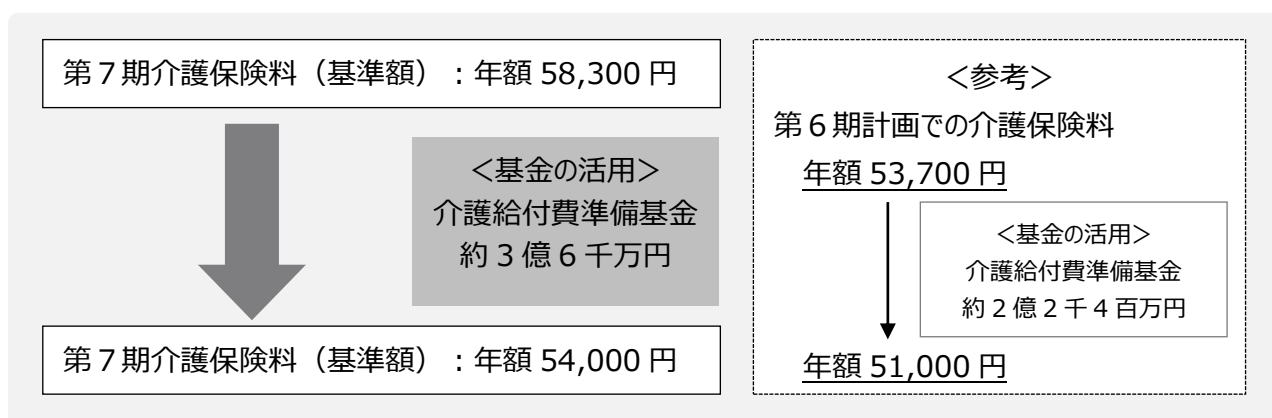
資料：厚生労働省「(第6期)各都道府県平均保険料一覧」を参考に作成
資料：室蘭市

(2) 第7期介護保険料の算定

第7期計画期間内での介護保険料は、介護保険事業費（給付費）のほか、次の要因等を勘案して算出しました。

項目	内容
①介護保険事業費の財源構成と被保険者の負担割合	<p>介護保険の財源は、基本的に50%を国、北海道および室蘭市の負担で賄われ、残りの50%を65歳以上の第1号被保険者と40歳から64歳までの第2号被保険者が負担する保険料によって賄われています。</p> <p>第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、第6期計画では第1号被保険者が22%、第2号被保険者が28%となっていました。第7期計画では第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%となりました。</p>
②介護給付費準備基金の活用	<p>介護給付費が介護サービスの見込みを下回った場合は、余剰金を介護給付費準備基金に積み立てています。</p> <p>第7期計画では、この基金を取り崩して保険料の急激な上昇を抑制します。</p>
③保険料段階の弾力化	<p>標準段階の細分化</p> <p>第7期の介護保険料については、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行う観点から、標準段階をこれまでの9段階から、標準12段階に細分化します。</p> <hr/> <p>公費による保険料軽減の強化</p> <p>世帯非課税者に対し、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料を軽減することとしています。</p>

基金の活用による介護保険料額の調整



(3) 所得段階別保険料

第7期計画期間の所得段階別介護保険料を以下のとおり設定します。

保険料 段 階	対象		割合	保険料 (年額)	対象人数 (H30 推計)	<参考> 第6期 保険料
	世帯	本人所得等				
第1段階	非課税 世帯	生活保護又は 老齢福祉年金受給者 合計所得+課税年金収入が 80万円以下	0.50	27,000円	8,732人	25,500円
第2段階		合計所得+課税年金収入が 120万円以下	0.65	35,100円	2,245人	38,200円
第3段階		第1・2段階以外の 本人非課税	0.75	40,500円	2,713人	38,200円
第4段階	課税者 あり	本人 非課税 合計所得+課税年金収入が 80万円以下	0.90	48,600円	4,615人	45,900円
第5段階		上記以外の本人非課税 (基準額)	1.00	54,000円	2,152人	51,000円
第6段階	本人 課税	合計所得が120万円未満	1.20	64,800円	4,054人	61,200円
第7段階		合計所得が 120万円以上200万円未満	1.30	70,200円	3,992人	66,300円
第8段階		合計所得が 200万円以上300万円未満	1.50	81,000円	1,559人	76,500円
第9段階		合計所得が 300万円以上500万円未満	1.75	94,500円	748人	86,700円
第10段階		合計所得が 500万円以上700万円未満	2.00	108,000円	125人	
第11段階		合計所得が 700万円以上1,000万円未 満	2.20	118,800円	125人	
第12段階		合計所得が 1,000万円以上	2.50	135,000円	125人	

第7期室蘭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 概要版

平成30年3月

発行：室蘭市保健福祉部高齢福祉課

住所：〒051-8511 室蘭市幸町1番2号

電話：0143-25-2872 ファクス：0143-25-3330